

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730041

研究課題名(和文) 現代海洋法秩序の構造変化 海洋管理の潮流と海洋の自由の交錯

研究課題名(英文) Structural Change in the Legal Order for the Oceans: between ocean management and the freedom of the seas

研究代表者

西本 健太郎(Nishimoto, Kentaro)

東北大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：50600227

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円、(間接経費) 930,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際社会で最近顕著となっている海洋の管理強化の動きが、海洋の自由にどのような影響を及ぼすのかについて、排他的経済水域(EEZ)における管理作用を中心に国際法の観点から検討した。多くの国家の実行において海洋の管理は国連海洋法条約が認めている権利の行使を通じて実現されるか、少なくとも条約を根拠とする正当化が主張されていることが明らかになった。しかし、条約はEEZで沿岸国に海洋利用間の空間的な調整権能は与えておらず、そのような意味での海洋管理は現行の海洋法秩序とは異質な要素も含んでいる。海洋法秩序の変化をもたらすものとして、今後の展開も国連海洋法条約を基準として精査する必要がある。

研究成果の概要(英文)：The present research has examined the effects of the recent trend in international society to strengthen ocean management on the traditional freedom of the seas, focusing on the management measures taken by coastal States in its exclusive economic zone (EEZ). A Study of State practice has revealed that most states have implemented ocean management though exercise of rights recognized under UNCLOS, or at least justify their measures by reference to certain specific rights under UNCLOS. However, UNCLOS does not give coastal States the general power to spatially coordinate different uses of the ocean in its EEZ, and ocean management in this form contains an element that is alien to the current framework for the legal order for the oceans. Further developments should be assessed in light of UNCLOS as they may potentially influence a structural change in the law of the sea.

研究分野：国際法学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：海洋法 海洋管理 海洋の自由 排他的経済水域 大陸棚

## 1. 研究開始当初の背景

海洋生物資源の減少・枯渇や海洋環境に対する危機感の高まりなどによって、海洋管理の強化に向けた動きが国際的・国内的に強まっている。このような動きは、国際的には、例えば海洋保護区(MPA)の設定を通じて、生態系アプローチに基づく海域管理を実現しようとするような展開に顕著に表れている。日本も2007年に制定された海洋基本法において、「海洋の総合的管理」を打ち出している。このような「海洋の管理」は、持続的な資源利用、あるいは海洋環境の保護といった国際社会の公共的な目的のために必要とされる一方で、船舶による円滑な国際交通の確保、あるいは人類の科学的知見の増進のための海洋科学調査の実施といった国際社会の公共目的とは緊張関係にある。国連海洋法条約を中心とする海洋法においては、国家の沿岸海域における権限と「海洋の自由」に属する外国の海洋利用との調整が極めて重要な問題であり続けてきたが、近年の海洋管理の潮流はこの調整を一層困難な課題としている。

この課題は最近の海洋法における中心的な研究主題として、内外の関心を集めていたが、従前の研究の大部分は、それぞれの分野における新たな国内法令、国際・国内判例、事例、あるいは国際条約実践に関する個別事例の紹介や事例研究にとどまっていた。また、大局的な観点から海洋法に生じつつある変化を論ずる研究においても、海洋管理の強化を公共的な目的に資するものとして単に賞賛したり、逆に伝統的な海洋法秩序と海洋自由の浸食を一方的に批判するものも多く見られ、新たな展開を大局的な観点から実証的に検証しようとする研究は少数であった。

そこで本研究では、各論的研究と総論的研究を架橋し、俯瞰的な視点から客観的かつ理論的な検討を行って、近年の展開を踏まえた海洋法秩序の全体像の把握を試みることにした。

## 2. 研究の目的

本研究は、国際社会で最近顕著となっている「海洋管理」の強化の動きが、海洋の自由にどのような影響を及ぼすのかについて、国際法の観点から検討することが目的である。そのために、具体的には次の3点を明らかにすることを目的とした。

第1に、海洋管理のための実践の実態を国際法的な観点から明らかにすることである。まず、海洋資源の管理および海洋環境の管理に関する各国の国内法が、どのような枠組みを規定しており、その中で他国による海洋利用がどのように位置づけられているのかを、比較法的な検討を通じて明らかにすることである。

第2に、以上で明らかにした海洋管理のための個々の措置と、国連海洋法条約を中心とした既存の海洋法との整合性を明らかにす

ることである。まず、新たな国家実行(国内法令、国際・国内判例、事例、国際条約実践等)と、海洋法における航行の自由等の「海洋の自由」との関係について、どのような評価があるのかを、先行学説の調査・研究により明らかにすることである。その上で、国連海洋法条約の管轄権調整規定の解釈・適用の問題として、海洋管理のための個々の措置が、既存の海洋法に整合的であるのか、あるいはこれから逸脱するものであるのか、または整合的であるとしても何らかの新たな展開の萌芽として見ることはできるのか、を明らかにする。

第3に、以上の検討を踏まえて、海洋管理の強化の流れが、現代海洋法秩序の構造変化をもたらすものであるのか否かを明らかにすることである。本研究では、この点を国連海洋法条約の管轄権構造からみた位置づけ、および、海洋法の17世紀以降の長い歴史からみた位置づけ、という2つの視点から評価する形でまとめることとした。

## 3. 研究の方法

本研究では、本研究の主題に関わる近年の新たな国家実行(国内法令、国際・国内判例、事例、国際条約実践等)を、可能な限り網羅的に収集・分析し、本研究の主題に関わる国連海洋法条約の各規定の解釈適用について、学説の調査・研究を行い、上記の研究手法で得られた知見をもとに、現代海洋法秩序の歴史的な形成過程との関係において、海洋管理をめぐる新たな展開が現代海洋法秩序にどのような変化をもたらしているのかを理論的な観点から考察する、という方法で研究を実施した。

## 4. 研究成果

### (1) 海洋法における「海洋の管理」概念

本研究では、研究に着手する前提的な作業として、「海洋の管理」の概念について、簡単に概念の整理を行った。「海洋の管理」概念は国際法上の定まった用法を有する概念ではない。より広い概念としては、海洋ガバナンス(ocean governance)の概念があり、これは「海洋空間の利用方法や、海洋問題の監視方法そして制裁などの対応の適用方法を形作っている規則、取り決め、制度及び概念」等と定義されている。

国連海洋法条約の規定の中にも、「管理(management)」の語を用いている規定があるが、これは単に漁業資源の持続的利用のための「規制権限の行使」の文脈で用いられている。漁業資源の管理や海洋環境の管理というこうした個別事項における「管理」は、沿岸国によって行使されることが想定されているものであり、国連海洋法条約上、沿岸国に与えられた主権の権利・管轄権の範囲内で行使される限りにおいては特に問題を生じることはない。

「海洋の管理」概念には、第一にこうした

個別の事項における規制権限としての「管理」の束としての意義がある。この文脈では、海洋管理の強化は個別の規制権限の強化としても現れる。しかし「海洋の管理」には、これと関連して個別事項における規制権限間の連携・調整、あるいはさらに海域における利用活動の相互間の調整が含意される場合がある。「海洋の総合的管理」というような用法においては後者の意義があり、この場合にも海洋の管理作用として行使される個々の権限が国連海洋法条約の範囲内で行使される場合には、それ自体として特段の法的な意義を有するものではないといえる。もっとも、条約は排他的経済水域については、沿岸国とその他の国との間で権利・管轄権を配分しており、沿岸国に全ての海域利用に関する「調整」権限を与えているわけではない。したがって、一定の海域そのものに対する「海洋の管理」という考え方は国連海洋法条約、そして従来の海洋法秩序には存在しなかったものであり、このような新たな概念を従来の海洋法秩序との関係でどのように捉えるのかという問題が生じる。

(2) 海洋の管理と海洋の自由との交錯：沿岸国による具体的措置と国連海洋法条約の整合性

本研究では、沿岸国による海洋の管理強化の流れと従来は海洋の自由に属していた他国の海洋利用との交錯の具体的な場面として、航行、海洋科学調査、海底電線・パイプラインの敷設等に関する実行を検討した。総論的な検討にとって特に意義を有すると考えられる点は以下の通りである。

第一に、船舶の航行の自由との関係では、海洋環境に対する沿岸国の権限を根拠とした規制による制約の問題が主であり、特に海洋保護区(MPA)の設定や、航路帯の指定などによって船舶の通航海域を制限しようとする展開が一つの流れとなっている。もっとも、個別の事案においては沿岸国が有する権利・管轄権を有効に行使して海域の調整を実現しようとするものがほとんどであり、また国際機関の関与により航行の利益を図ろうとする制度設計の利用も特徴の一つとして見られた。オーストラリアによるトレス海峡の特別敏感水域設定等の散発的な事案は存在するものの、既存の法秩序から大きく逸脱する動きは見られなかった。また、EEZにおける航行の自由と資源に対する沿岸国の管轄権の限界事例として、排他的経済水域に対する漁船への洋上給油(bunkering)の問題についても検討した。

第二に、海洋管理の基礎となる海洋科学調査については、国連海洋法条約がどのように科学的知見の増進のための海洋科学調査と沿岸国の資源に対する主権的権利を調整しているのかを検討した上で、現在の各国の実行について検討した。海洋科学調査については、各国の国内法令に条約上の権限を逸脱す

るものがみられ、またEEZにおける外国による海洋科学調査について原則として同意を義務付けるいわゆる「同意レジーム」が十分に機能しておらず、そのためのセーフガードとして設計されている黙示の同意に関する手続も実務上は死文化していることが明らかになった。こうした点で、現在の海洋科学調査に関する現状は条約上本来予定されていた沿岸国と他国とのバランスを反映していないとの評価も可能であるが、沿岸国による規制が天然資源・海洋環境に対する主権的権利・管轄権に結びつけられているものである限りでは、条約の解釈の問題の範囲内にとどまっているといえなくもない。

第三に、恒常的に海底に存在することから沿岸国による「海洋空間計画」等でしばしば問題となる海底電線・海底パイプラインの敷設の自由については、バルト海におけるノルド・ストリーム・パイプラインの建設に関する事例を中心として検討を行った。この分野においても、沿岸国の国内的な手続の不明瞭さなど実務的な問題も指摘されているが、ノルドストリームの場合には敷設の前段階としての調査の実施が天然資源に関する情報が付随的に取得されることを根拠として拒否されたように、EEZ・大陸棚における沿岸国の権限との関係が問題となっている。

以上のように、沿岸国による具体的な権限の行使事例を検討すると、「海洋の管理」の流れと並行する形で沿岸国権限の拡張事例も見られる。個々の事例には条約との整合性が疑わしいものも少なくない。その一方で、全体的に問題となっているのは、海洋の管理のために沿岸国が与えられている権限が不十分であることを理由に条約違反を正当化したり、あるいは立法的な解決をめざすといったような動きではなく、あくまでも沿岸国の主権的権利・管轄権を拡張的に解釈し、既存の権限に引きつけることによって規制権限を正当化しようとするものではある。もっとも、こうした主張には解釈的に無理のあるものもあり、それ自体「thickening jurisdiction」として問題提起されているように、条約上のバランスを沿岸国側に傾けて、海域の「管理」権限をなし崩し的に沿岸国に認めることにつながりかねないという問題がある。

(3) 現代海洋法秩序にとっての「海洋の管理」

本研究の中心的な目的は、「海洋の管理」のキーワードの下に進展しつつある様々な展開が、現代の海洋法秩序に本質的な構造変化をもたらすものであるのか否か、という問題であった。この点、研究期間の研究を通して得られた結論は、現段階において海洋の法秩序の基本的な構造に変化が生じつつあるとはいえないが、「海洋の管理」概念は国連海洋法条約の下での海洋秩序とは本質的に異なる考え方を含みうるものであり、潜在的

には大きな構造転換をもたらす潜在的な可能性が存在するというものである。

すなわち、海洋をめぐる現代の問題に対応するためには「海洋の管理」を強化することが必要であり、そのためには国連海洋法条約には不十分な点があるとの認識が一部にもたれつつあるが、この問題の解決は現状では海洋法条約から大きく逸脱する沿岸国による権限行使の慣行化や新たな法的枠組みに向けての立法的な提案というような形では追及されていない。

他方で、海洋における経済活動が国連海洋法条約の採択時よりも拡大し海域の利用密度が増加したこと、海洋監視技術が国連海洋法条約の採択時が飛躍的に向上したこと、そして海洋の生態系への関心が高まっていること等の理由により、海洋における経済活動の規制に関する問題設定は、海洋利用間のマクロ的な観念的な共存からミクロ的な現実的利用調整へと移行している。排他的経済水域の制度設計においては沿岸国による生物資源に対する主権的権利に基づく沿岸国国民の漁業活動と非沿岸国の航行の自由に基づく船舶の通航は両立するものとして設計されているが、現実には完全に同一の地点において両者が併存できないのは当然であり、沿岸国にとっては安全等の観点から海域を分けて利用を調整することへの要求が生じる。「海洋の管理」に関する議論の中で「場所を基盤としたアプローチ (place-based approach)」の重視はこうした展開を反映したものである。

同一海域における異なる利用態様の併存という現在の海洋法秩序の原理のこのような意味でのフィクション性は、この秩序の形成過程においても認識されていなかったわけではない。大陸棚制度の形成過程においても、海底の鉱物資源の開発の権限と上部水域の法的地位の問題を切り離すことによって成立した制度に対して、海底資源の開発は海底においてではなく洋上から実施される以上、上部水域の利用との関係が生じることが指摘されていたが、こうした問題は国連海洋法会議における大陸棚・EEZ 制度に関する議論の中でも必ずしも十分に手当されたとはいえない状況にあった。

海洋法秩序は歴史的に見ると、沿岸国が権限を行使できる海域とできない海域に分けて沿岸国の権限を領域的に構成するという考え方と、同一の海域で異なる海洋利用が共存しうることに着目として機能的に構成する二つの考え方の下で展開してきた。20世紀前半までの基本的な秩序であったとされる領海・公海の二元論は、この考え方に立脚するものであるが、航行・漁業・安全保障・関税監視・出入国管理といった多様な沿岸国の利益にとって一律の境界を設けることには限界もあった。19世紀には欧州の大陸諸国にはむしろこの考え方に位置付けられる実行として、目的ごとに異なる領海幅が主張さ

れたこともあり、また領海・公海の二元論を強く支持した英国も例外的に徘徊条例 (hovering act) を長らく維持していた。第二次世界大戦後に新たに海洋資源の問題が生じると領域的な棲み分けを基本とする秩序にはいっそう問題が生じ、これに対応するものとしての考え方を基本原理とする排他的経済水域が形成された。

このように、「海洋の管理」の名の下に生じている様々な展開は、この概念がとりわけ沿岸国の主導による海洋利用間の空間的な調整権能として理解される場合には、将来的に既存の秩序を変容させる動きにつながりうるものである。同様に、沿岸国による個別的な権限行使の検討において観測された、沿岸国の主権的権利・管轄権に引きつける形での権限の拡張的な行使も、既存の法秩序の機能不全をもたらす可能性がある。こうした動きについては、現時点では国連海洋法条約からの逸脱や、同条約を中心とする海洋法秩序の構造変化を表現するものとはいえないとしても、今後もその展開を注視する必要があると考えられる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

西本健太郎、海洋管轄権の歴史的展開(六・完)、国家学会雑誌、査読無、126巻3・4号、2013年、246-296

西本健太郎、海洋管轄権の歴史的展開(五)、国家学会雑誌、査読無、126巻1・2号、2013年、55-111

西本健太郎、海洋管轄権の歴史的展開(四)、国家学会雑誌、査読無、125巻11・12号、2012年、551-609

西本健太郎、海洋管轄権の歴史的展開(三)、国家学会雑誌、査読無、125巻9・10号、2012年、413-476

西本健太郎、海洋管轄権の歴史的展開(二)、国家学会雑誌、査読無、125巻7・8号、2012年、283-336

西本健太郎、海洋管轄権の歴史的展開(一)、国家学会雑誌、査読無、125巻5・6号、2012年、159-209

[学会発表](計5件)

Kentaro Nishimoto, The Legal Issues of the East China Sea: A Perspective from Japan, 'The Sea in the Middle': Maritime Security and Sino-Japanese Relations in the East China Sea, 2014年3月21日, イギリス・キングズカレッジロンドン

Kentaro Nishimoto, International Law Issues Relating to the Impact of Disasters on the Maritime Environment, 6<sup>th</sup> Japan-netherlands Law Symposium, 2013年8月27日, オランダ・ライデン大学

西本健太郎、公海上の無国籍船舶に対して  
とりうる措置の限度とその根拠、第 26 回日  
本海洋法研究会、2012 年 12 月 2 日、学士会  
館（東京）

西本健太郎、海洋管理と沿岸国管轄権、国  
際法学会 2012 年度秋季大会、2012 年 10 月 6  
日、東京ビッグサイト（東京）

Kentaro Nishimoto, The Role of  
International Organizations in Disaster  
Response: A Case Study of the Earthquake  
in Japan, The Fourth Four Societies  
Conference, 2012 年 9 月 29 日、アメリカ・  
カリフォルニア大学バークレー校

## 6 . 研究組織

### (1) 研究代表者

西本 健太郎 (NISHIMOTO, KENTARO)  
東北大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：50600227